峡北広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日 峡北広域行政事務組合代表理事 峡北広域行政事務組合消防本部消防長

峡北広域行政事務組合における女性の職業生活における活躍の推進に関する特定事業主計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。(以下「法」という。))第15条に基づき、峡北広域行政事務組合代表理事及び峡北広域行政事務組合消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍に関する状況

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づく理事会事務部局及び消防本部においての女性職員の職業生活における活躍に関する状況は次のとおりである。

(1) 状況把握

- ① 職員数に占める女性の割合 理事会事務部局職員(事務職・技術職) 1 6名 うち女性2名(12.5%) 消防吏員123名 うち女性0名
- ② 採用した職員に占める女性の割合(平成27年度) 平成27年4月1日の新規採用職員数は3名で、そのうち女性は1名である。なお、受験 要綱では、性別は不問としている。

理事会事務部局職員 女性1名 消防吏員 男性2名(女性受験者数0名)

③ 平均した継続勤務年数の男女の差異(平成26年度退職者)平成26年度退職者 男性1名、女性1名 継続勤務年数40年以上

④ 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間(平成26年度)

理事会事務部局職員(10名)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
時間数	17	5	9	3	5	1	2	6	11	4	2	3

消防吏員(毎日勤務者6名)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
時間数	5	6	5	2	9	8	9	15	3	4	4	4

消防吏員(隔日勤務者85名)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
時間数	8	13	9	5	6	6	6	7	4	6	5	8

- ⑤ 管理職に占める女性の割合(平成27年度) 理事会事務部局職員 16名中0名
- ⑥ 各役職段階における職員の女性の割合(平成27年度) 理事会事務部局職員 主幹4名中1名(25%) 主事1名中1名
- ⑦ 男女別の育児休業取得率・平均取得期間(平成27年)男性職員0% 女性職員該当者0名
- ⑧ 男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率・平均取得日数(平成27年) 理事会事務部局職員 配偶者出産休暇 該当者0名

男性職員の育児参加休暇 0名

消防吏員 配偶者出產休暇 該当者 9名 取得率 100%

平均取得日数 2日

男性職員の育児参加休暇 0名

3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標

女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 女性消防吏員の採用

平成32年度までに、女性消防吏員2名を採用する。

(2) 男性職員の育児参加休暇取得の促進

平成32年度までに、制度が利用可能な職員に男性職員の育児参加休暇を100%取得させる。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施

3. で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 女性消防吏員の採用

平成28年度から、採用試験の女性受験者を増やすため、組合ホームページ及び構成 市広報で周知するだけでなく、学校及び関係機関等へ採用試験案内の掲示等を依頼す る。

(2) 男性職員の育児参加休暇の取得促進

平成28年度から、男性職員の育児参加休暇の取得促進に努めるため周知等を徹底する。